

五条川左岸流域関連

大口町公共下水道事業計画

変更申出書

令和3年度

愛知県丹羽郡大口町

五条川左岸流域関連  
大口町公共下水道事業計画書

流域関連公共下水道管理者 大口町長 鈴木 雅博

工事着手の予定年月日 昭和63年11月14日

工事完成の予定年月日 平成35年 3月31日  
令和 8年 3月31日

# 目 次

	頁
変 更 理 由-----	(1)
(第 1 表) 予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書-----	(2)
(第 3 表) 管渠調書（分流式汚水）-----	(3)

## 変 更 理 由

五条川左岸流域関連大口町公共下水道は、昭和 63 年に事業着手後、今日まで鋭意事業の進捗に努め、令和 2 年度までには既計画区域 326 ha のうち 95.4%に相当する 310.9 ha の面整備が完了した。

今回、下記に示す汚水約 330.1 ha の事業計画の変更を行い、より多くの町民の生活環境の向上と公共用水域の水質汚濁防止を図るものである。

### 記

①汚水については、上位計画である「五条川左岸流域下水道事業計画」の見直しにあわせて、計画区域、フレーム・原単位、計画汚水量、流入水質等を見直す。

②変更計画に伴う事業量等を勘案し、工事完了の予定年月日を平成35年3月31日から令和8年3月31日まで延伸する。

(第1表)

予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書					
予定処理区域の面積		326ヘクタール 330ヘクタール	予定処理区域内の地名		愛知県丹羽郡大口町 区域は下水道計画一般図表示のとおり
処理分区の名称	面積(単位ヘクタール)	流域下水道との接続箇所の番号	流域下水道との接続箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名	摘 要
大口左岸 処理分区	326 330	大口1号	大口町 豊田三丁目	大口幹線	

(第3表)

分流式汚水

管 渠 調 査				
処理分区 の名称	主要な管渠の内のり寸法 (単位 ミリメートル)	延 長 (単位 メートル)	点検箇 所の数	摘 要
大口左岸 処理分区	○150～800	9,470	4	方法：マンホール内からの 管内目視等適切な方法 で実施する 頻度：5年に1回以上
計		9,470	4	(点検個所の状況) 圧送先：2か所 伏越し管下流：2か所

# 五条川左岸流域関連大口町公共下水道事業計画説明書

## 目 次

1. 事業計画の概要 .....	1
(1) 全体計画(基本計画)の概要 .....	2
(2) 事業計画の概要 .....	4
2. 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況.....	7
(1) 地形及び土地の用途 .....	8
(2) 下水の排除方式及びその決定の理由.....	8
(3) 予定処理区域及びその決定の理由 .....	8
(4) 管渠の位置の決定の理由 .....	8
3. 計画下水量及びその算出の根拠 .....	9
(1) 人口及び人口密度並びにこれらの推定の根拠.....	10
(2) 1人1日当りの汚水の量及びその推定の根拠.....	11
(3) 家庭下水、工場排水、地下水等の量及びこれらの推定の根拠.....	13
4. 流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその 推定の根拠.....	19
(1) 一般家庭下水の予定水質、汚濁負荷量及びその推定の根拠.....	20
(2) 工場排水の取扱い方針及び受け入れ工場排水の予定水質及び汚濁負 荷量並びにその推定の根拠 .....	23
(3) 除害施設設置基準及びその決定の理由.....	25
(4) 処理の対象外とする工場及び対象外とする理由.....	25
5. 下水の放流先の状況 .....	26
6. 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源.....	28
(1) 下水道事業に関する財政計画書 .....	29
7. その他の書類 .....	31

## 1. 事業計画の概要

## 1. 事業計画の概要

### (1) 全体計画(基本計画)の概要

大口町は愛知県北西部にあり、東西約 3.6 km，南北約 6.1 km で、北東から南西に延びて木の葉の形をした、総面積 13.61k m<sup>2</sup>の町である。

本町は、名古屋市より直線距離にして 18km の近郊地域に位置するが良好な田園環境を備えている。また町中心部を国道 41 号が南北に走っており、周辺には名神高速道路, 東名高速道路, 中央自動車道がある等、交通の便が優れている。

この地便の理を生かして、宅地化の推進、繊維・機械工業を中心とした工場誘致・高度化の促進を行うことにより、著しい経済産業活動の発展を遂げており、今後も、より一層の進展が見込まれている。

一方、地域のこのような産業、経済の発展に伴う都市化は、生活排水、産業排水等の汚水を著しく増加させ、公共用水域の水質汚濁を招き、環境基準達成を困難なものとする要因となっている。このため、これらの抜本的対策として有力である下水道整備が、緊急の課題となっている。

本町の下水道整備方針は、「旧 新川水域流域別下水道整備総合計画（昭和 46 年着手）（現 名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画）」において、流域関連公共下水道（五条川左岸及び右岸処理区）の構成市町の一つとして位置付けられたため、町の中央を貫流する五条川を境に 2 処理区に分割し、「五条川右岸流域下水道事業計画」及び「五条川左岸流域下水道事業計画」に基づき流域関連公共下水道として整備する方針と定めた。

このうち五条川左岸処理区については、昭和 63 年度に、市街化区域と市街化区域に近接した調整区域を合わせた区域を対象に当初の下水道全体計画（基本計画）を策定し、その後、上位計画の見直し等にあわせて、平成 7 年度, 平成 10 年度, 平成 15 年度、平成 22 年度、平成 27 年度、平成 29 年度及び令和 3 年度に変更を行った。今回、上位計画の変更や大口町汚水処理施設整備構想の見直しに伴い、区域の追加を行うものとした。

全体計画（基本計画）の概要を表 1 - 1 に示す。

表 1 - 1 全体計画（基本計画）の概要

項目	変更前	変更後	摘要
計画目標年次	平成 37 年	令和 7 年	
計画区域面積 (ha)	326.0	330.1	
排除方式	分流式	分流式	
計画人口 (人)	6,420	6,420	
日最大計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	6,644	6,644	
内訳	生活汚水量	2,343	
	営業汚水量	94	
	工場排水量	3,841	
	地下水量	366	
流域幹線及び接続点名称	五条川左岸流域下水道 大口幹線 大口 1 号接続点		
流入水質 (mg/リットル)	BOD:185, COD:149, SS:228, T-N:53.3, T-P:15.51	BOD:185, COD:149, SS:228, T-N:53.3, T-P:15.51	

注) 五条川左岸を対象, 流域下水道計画と整合

## (2) 事業計画の概要

本町の五条川左岸に関する下水道事業は、昭和63年度に「大口町公共下水道基本計画(当初の全体計画)」に基づき、国道41号の西側の市街化区域及び既成集落を対象に汚水計画の新規事業認可を受けた。その後、下水道事業の進捗にあわせて平成7年、平成10年、平成13年、平成17年、平成23年及び平成29年に事業計画を見直し、鋭意、下水道整備を進めてきた。

五条川左岸処理区の令和2年度末現在における下水道整備状況は、既事業計画区域(326.0ha)のうち310.9haが整備済みであり、面積整備率は95.4%に達している。

今回、下記に示す事業計画の変更を行い、より多くの市民の生活環境の向上と公共用水域の水質汚濁防止を図るものとする。

### 1) 計画諸元の見直し

上位計画である「五条川左岸流域下水道事業計画」の見直しにあわせて、計画諸元(フレーム・原単位、計画汚水量、流入水質等)を見直す。

### 2) 事業計画区域の拡大

町整備計画に基づき大口左岸処理区の整備済み区域に隣接する家屋等を事業計画区域に追加する。

### 3) 事業期間の変更

事業期間を平成35年3月31日から令和8年3月31日に変更する。

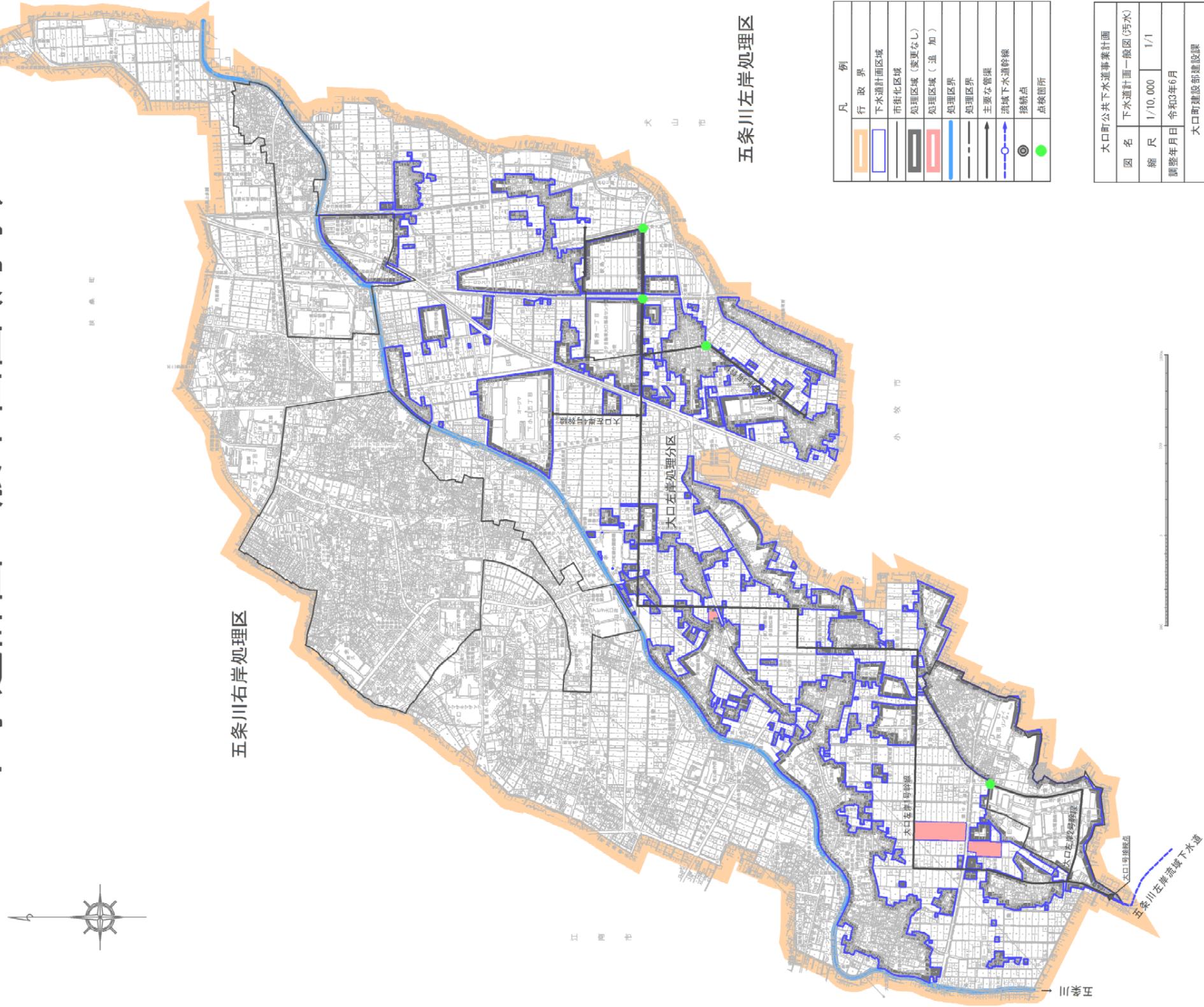
事業計画の概要を表1-2に示す。また、事業計画一般図(汚水)を図1-1に示す。

表 1 - 2 事業計画の概要

項目		変更前	変更後	摘 要
計画目標年次		平成 34 年	令和 7 年	
計画区域面積 (ha)		326.0	330.1	
排除方式		分流式		
計画人口 (人)		5,575	5,610	水洗化を 考慮
日最大計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)		6,006	5,966	
内 訳	生活 + 営業 汚水量	1,950	1,848	
	工場排水量	3,763	3,841	
	地下水量	293	277	
流域幹線及び接続点名称		五条川左岸流域下水道 大口幹線 大口 1 号接続点		
流入水質 (mg/リットル)		BOD:190 COD:155 SS :236 T-N: 55.4 T-P: 16.53	BOD:194 COD:160 SS :244 T-N: 57.0 T-P: 16.85	

流域下水道事業計画と整合

# 下水道計画一般平面図(汚水)



凡 例	
	行政界
	下水道計画区域
	市街化区域
	処理区域(変更なし)
	処理区域(追加)
	処理区界
	処理区界
	主要な管路
	流域下水道幹線
	接続点
	点検箇所

大口町公共下水道事業計画	
図 名	下水道計画一般図(汚水)
縮 尺	1/10,000
調整年月日	令和3年6月
大口町建設部建設課	

図 1 - 1 事業計画一般図(汚水)

## 2. 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況

## 2. 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況

### (1) 地形及び土地の用途

予定処理区域は五条川左岸に位置する市街化区域及び既成集落である。

地形は五条川に沿い北東から南西へとゆるやかな勾配となっており、土地の利用状況は市街地(84.0ha)のうちの大部分は工業地域であり、大規模な工場が立地している。

### (2) 下水の排除方式及びその決定の理由

排除方式は、「分流式」とする。

下水の排除方式には、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式と、同一の管渠で排除する合流式があるが、本計画では、計画区域内及び周辺の公共用水域の水質汚濁に重点をおき、分流式を採用する。

### (3) 予定処理区域及びその決定の理由

予定処理区域は、五条川左岸の市街化区域と、市街化区域に連端した集落及び幹線沿いの集落(合計 330.1ha)とする。

区域の決定に際しては、市街化の進展状況並びに流域下水道の接続位置、幹線系統を考慮し、投資効果の大なる区域とする。

予定処理区域の面積を表2-1に示す。

表2-1 予定処理区域

(単位: ha)

区	域	全体計画	事業計画
大口左岸 処理分区	市街化区域	84.0	84.0
	調整区域(集落)	246.1	246.1
	合計	330.1	330.1

流域下水道事業計画と整合

### (4) 管渠の位置の決定の理由

管渠の位置決定にあたっては、平面、縦断位置及びその経済性が大きな要因となる。

予定処理区域内の管渠位置は、次の事項を考慮して決定した。

- 1) 自然流下を原則とする。
- 2) 管渠は現況道路下に埋設することを原則とする。
- 3) 重要地下埋設物との交差、河川、水路、鉄道等の横断箇所はできるだけ少なくする。

### 3. 計画下水量及びその算出の根拠

### 3. 計画下水量及びその算出の根拠

#### (1) 人口及び人口密度並びにこれらの推定の根拠

本町の令和2年度末現在における行政人口（住民基本台帳人口）は、24,310人であり、増加傾向が続いている。

本町の将来行政人口は、①トレンド推計結果、②コーホート要因法による推計結果、③「五条川左岸流域下水道事業計画」等、他の長期計画での将来人口を比較検討し、R7行政人口として「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図った23,300人を採用するものとした。

全体計画人口（目標年：R7年）については、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、用途別計画面積に計画人口密度を乗じて算定した6,420人を採用するものとする。

事業計画人口（目標年：R7年）についても、全体計画人口と同様、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、用途別計画面積に計画人口密度を乗じて算定した6,420人を採用するものとする。

また、R7年における水洗化人口については、水洗化率を初年度ゼロ、1年目40%、2年目70%、3年目100%と設定し、これらを年次別整備人口に乗じて5,610人とした。

用途地域別人口及び人口密度を表3-1に示す。

表3-1 用途地域別人口及び人口密度

区分		市街化区域			市街化調整区域 (集 落)	計
		住居地域	工業地域	計		
全体 計画 (R7)	面 積 (ha)	12.0	72.0	84.0	246.1	330.1
	人口密度(人/ha)	68.3	7.1	-	20.7	-
	人 口(人)	820	510	1,330	5,090	6,420
事業 計画 (R7)	面 積 (ha)	12.0	72.0	84.0	246.1	330.1
	人口密度(人/ha)	68.3	7.1	-	20.7	-
	人 口(人)	820 (820)	510 (510)	1,330 (1,330)	5,090 (4,280)	6,420 (5,610)

事業計画 下段( )内：水洗化を考慮した場合

流域下水道事業計画と整合

## (2) 1人1日当りの汚水の量及びその推定の根拠

家庭下水量（生活＋営業汚水）は、家庭において炊事・洗濯・水洗トイレ等に使用された後に排出される生活污水と、事業所・官公署・娯楽場・学校等から排出される営業汚水に大別される。

上水道普及率が向上した現在では、生活に必要な水の多くを水道に依存する傾向が高いことから、その給水実績が、発生汚水量を知る手がかりとして有用である。

本町のR2年度末における上水道の普及率は99.8%に達しており、ほとんどの住民が上水道を利用していると言える。このため、本計画においては、上水道の給水量≒汚水量と見なすものとする。

### 1) 1人1日当り生活污水量

本町の1人1日当り生活污水量は、H13年以降は、多少の変動があるものの概ね横ばい傾向が続いており、R2年度末現在、228リットル/人/日となっている。

全体計画における1人1日当り生活污水量（目標年：R7年）は、本町の上水道給水実績のトレンド推計結果や、「五条川左岸流域下水道事業計画」等、他の長期計画での採用値を比較検討し、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図った275リットル/人/日を採用する。

事業計画における1人1日当り生活污水量（目標年：R7年）については、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図った235リットル/人/日を採用する。

生活污水の変動率については、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、日平均：日最大：時間最大＝0.75：1：1.5とするものとする。

### 2) 1人1日当り営業汚水量

1人1日当りの営業汚水量は、1人1日当り生活污水量に営業用水率を乗じて算定するものとする。

本町の営業用水率は、微増傾向が続いておりR2年末現在17%となっている。

全体計画における営業用水率（目標年：R7年）は、本町の給水実績を踏まえ、上位計画である「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図った20.0%を採用するものとする。

事業計画における営業用水率（目標年：R7年）は、全体計画値と同様、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図った20.0%を採用するものとする。

営業汚水の変動率については、生活污水と同様、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図った、日平均：日最大：時間最大＝0.75：1：1.5を採用するものとする。

3) 1人1日当り家庭下水量（生活＋営業汚水量）

1人1日当り家庭下水量（生活＋営業汚水量）の整理結果を表3-2に示す。

表3-2 1人1日当り家庭下水量（生活＋営業汚水量）

（単位：リットル/人/日）

項 目		1人1日当り 日平均汚水量				1人1日当り 最大汚水量			1人1日当り 時間最大汚水量		
		生活 汚水量	営業用 水率 (%)	営業 汚水量	計	生活 汚水量	営業 汚水量	計	生活 汚水量	営業 汚水量	計
全体 計画 (R7)	住居	275	22	60	335	365	80	445	550	120	670
	工業		15	40	315		53	418		80	630
	集落		0	0	275		0	365		0	550
事業 計画 (R7)	住居	235	22	52	287	315	69	384	470	104	574
	工業		15	35	270		47	362		70	540
	集落		0	0	235		0	315		0	470

日平均：日最大：時間最大=0.75：1.0：1.5

流域下水道事業計画と整合

(3) 家庭下水、工場排水、地下水等の量及びこれらの推定の根拠

1) 家庭下水量（生活＋営業汚水量）の推定の根拠

家庭下水量（生活＋営業汚水量）は、計画人口に1人1日生活汚水量を乗じて算定した生活汚水量と、1人1日営業汚水量を乗じて算定した営業汚水量の合計とする。

生活汚水量、営業汚水量及び家庭下水量の算定結果を表3-3～表3-5に示す。

表3-3 生活汚水量

区 分	全 体 計 画(R7)					事 業 計 画(R7)			
	計画人口 (人)	計画汚水量(m <sup>3</sup> /日)			計画人口 (人)	計画汚水量(m <sup>3</sup> /日)			
		日平均	日最大	時間 最大		日平均	日最大	時間 最大	
市街 化区 域	住居	820	226	299	450	820 (820)	192 (192)	258 (258)	385 (385)
	工業	510	140	186	281	510 (510)	120 (120)	161 (161)	240 (240)
	小計	1,330	366	485	731	1,330 (1,330)	312 (312)	419 (419)	625 (625)
集 落 区 域	5,090	1,400	1,858	2,800	5,090 (4,280)	1,196 (1,006)	1,603 (1,348)	2,392 (2,012)	
計	6,420	1,766	2,343	3,531	6,420 (5,610)	1,508 (1,318)	2,022 (1,767)	3,017 (2,637)	

事業計画 下段( )内：水洗化を考慮した場合

流域下水道事業計画と整合

表3-4 営業汚水量

区 分	全 体 計 画(R7)					事 業 計 画(R7)			
	計画人口 (人)	計画汚水量(m <sup>3</sup> /日)			計画人口 (人)	計画汚水量(m <sup>3</sup> /日)			
		日平均	日最大	時間 最大		日平均	日最大	時間 最大	
市街 化区 域	住居	820	50	67	99	820 (820)	43 (43)	57 (57)	85 (85)
	工業	510	20	27	41	510 (510)	18 (18)	24 (24)	36 (36)
	小計	1,330	70	94	140	1,330 (1,330)	61 (61)	81 (81)	121 (121)
集 落 区 域	5,090	0	0	0	5,090 (4,280)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
計	6,420	70	94	140	6,420 (5,610)	61 (61)	81 (81)	121 (121)	

事業計画 下段( )内：水洗化を考慮した場合

流域下水道事業計画と整合

表 3 - 5 家庭下水量（生活＋営業汚水量）

区 分		全 体 計 画 (R7)				事 業 計 画 (R7)			
		計画人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)			計画人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)		
			日平均	日最大	時間 最大		日平均	日最大	時間 最大
市 街 化 区 域	住居	820	276	366	549	820 (820)	235 (235)	315 (315)	470 (470)
	工業	510	160	213	322	510 (510)	138 (138)	185 (185)	276 (276)
	小計	1,330	436	579	871	1,330 (1,330)	373 (373)	500 (500)	746 (746)
集落 区域		5,090	1,400	1,858	2,800	5,090 (4,280)	1,196 (1,006)	1,603 (1,348)	2,392 (2,012)
計		6,420	1,836	2,437	3,671	6,420 (5,610)	1,569 (1,379)	2,103 (1,848)	3,138 (2,758)

事業計画 下段( )内：水洗化を考慮した場合

流域下水道事業計画と整合

## 2) 工場排水量の推定の根拠

下水道計画における工場排水量は、実態調査結果に基づき設定することが望ましいが、実態の把握が困難な場合は、中分類別出荷額に出荷額あたり工場排水量を乗じて算定する方法が考えられる。

工業出荷額・工場排水量に関する主な公表資料としては、①「工業統計表 用地・用水編(経済産業省)」，②「工業統計調査(愛知県及び本町)」，③「五条川左岸流域下水道事業計画資料」の3つがある。

このうち、①に関しては最新(平成26年現在)、②に関しても最新(令和2年現在)の値が記載されているものの、尾張地区(本町の他に、名古屋市等を含む38市町の合計)を対象に資料が整理されている。また本町中分類別出荷額の幾らかの業種は申告者の秘密保持の為秘匿としている。

③は、平成16年現在の値であるものの、工業統計原票に基づき本町の出荷額・排水量が、産業中分類別・下水道事業計画区域内外別等に整理された結果を採用している。

本計画では、本町の工場排水量が、より実態に近い結果が得られると考えられる③に基づき算定を行うものとする。

これより、全体計画目標年(R7年)及び事業計画目標年(R7年)における、本町の中分類別出荷額及び出荷額あたり工場排水量は、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、表3-6及び表3-7に示すように設定するものとする。ただし、下水道法第10条1項ただし書きの運用に該当すると考えられる排水(日排水量1,000m<sup>3</sup>以上)は除外水量として扱い、計画に見込まないものとした。

また、事業計画(目標年:R7年)における排水量は、予定処理区域に含まれる下水道取り込み予定の既存工場の現況排水量とした。なお水洗化率は初年度ゼロ、1年目100%とした。

表 3 - 6 大口町工業出荷額

(単位:百万円)

業 種		全体計画 (R7)	事業計画 (R7)	業 種		全体計画 (R7)	事業計画 (R7)
9	食料品製造業	7,815	7,775	22	窯業・土石	5,079	4,980
10	飲料・飼料	0	0	23	鉄鋼業	7,114	6,976
11	繊維工業	75	74	24	非鉄金属	0	0
12	衣服その他	67	66	25	金属製品	96,330	93,102
13	木材・木製品	2,604	2,591	26	一般機械	138,706	134,133
14	家具・装備品	777	773	27	電気機械	176,947	171,114
15	パルプ・紙	1,821	6,812	28	情報通信機械	0	0
16	印刷・同関連	5,468	5,440	29	電子部品	2,223	2,150
17	化学工業	0	0	30	輸送用機械	34,875	33,725
18	石油製品	0	0	31	精密機械	20	19
19	プラスチック製品	5,494	5,351	32	その他	442	440
20	ゴム製品	58	57				
21	なめし革	1,074	1,068		合 計	486,989	471,646

町全体:日排水量1000m<sup>3</sup>以上の工場を除く

流域下水道事業計画と整合

表 3 - 7 出荷額あたり工場排水量

	業 種	全体計画 (R7)	事業計画 (R7)		業 種	全体計画 (R7)	事業計画 (R7)
9	食料品製造業	0.04940	0.04940	21	なめし革	0.00810	0.00810
10	飲料・飼料	0.06260	0.06260	22	窯業・土石	0.04510	0.04510
11	繊維工業	0.08400	0.08400	23	鉄鋼業	0.02290	0.02290
12	衣服その他	0.00500	0.00500	24	非鉄金属	0.06150	0.06150
13	木材・木製品	0.00660	0.00660	25	金属製品	0.03450	0.03450
14	家具・装備品	0.07760	0.07760	26	一般機械	0.00960	0.00960
15	パルプ・紙	0.01750	0.01750	27	電気機械	0.00640	0.00640
16	印刷・同関連	0.01090	0.01090	28	情報通信機械	0.00120	0.00120
17	化学工業	0.04250	0.04250	29	電子部品	0.01180	0.01180
18	石油製品	0.02080	0.02080	30	輸送用機械	0.01170	0.01170
19	プラスチック製品	0.02820	0.02820	31	精密機械	0.01770	0.01770
20	ゴム製品	0.05310	0.05310	32	その他	0.00680	0.00680

流域下水道事業計画と整合

計画工場排水量を表 3 - 8 に示す。

表 3 - 8 計画工場排水量（五条川左岸分，日平均）

（単位：m<sup>3</sup>/日）

全体計画 (R7)	事業計画 (R7)
3,841	3,841 (3,841)

事業計画 下段( )内：水洗化を考慮した場合

流域下水道事業計画と整合

なお、工場排水の変動率は、操業時間等により判断して、日平均：日最大：時間最大＝1：1：2とした。

工場排水量の整理結果を表 3 - 9 に示す。

表 3 - 9 工場排水量

（単位：m<sup>3</sup>/日）

区 分	全体計画 (R7)	事業計画 (R7)
日平均 <変動率：1.0>	3,841	3,841 (3,841)
日最大 <変動率：1.0>	3,841	3,841 (3,841)
時間最大 <変動率：2.0>	7,682	7,682 (7,682)

事業計画 下段( )内：水洗化を考慮した場合

流域下水道事業計画と整合

### 3) 地下水量の推定の根拠

下水道施設へ流入する地下水（不明水等）は管渠の断面や大きさ、埋設深さ、地下水位、土質、施工の良否等によって影響し、時には取付管からの不正流入も考えられる。

地下水（不明水等）の下水道施設への流入は、施工管理及び行政指導を行うことにより低減することができるが、これらを完璧に行うのは難しい。

このため、「下水道施設計画・設計指針と解説 2019年版（社団法人日本下水道協会）」では、日最大（生活＋営業）汚水量の10～20%を地下水量として見込むものとしている。

本計画では、「五条川左岸流域下水道事業計画」との整合を図り、日最大家庭下水量（生活＋営業汚水量）の15%を見込むものとする。

なお、地下水量の時間変動はないものとする。

地下水量の算定経過を表3-10に示す。

表3-10 地下水量

(単位：m<sup>3</sup>/日)

区 分	全体計画 (R7)	事業計画 (R7)
家庭(生活＋営業)汚水量 ＜＜日最大＞＞	2,437	1,848
地 下 水 量	366	277

#### 4) 計画下水量の総括

計画下水量の整理結果を表 3 - 1 1 に示す。

表 3 - 1 1 計画下水量

(単位：m<sup>3</sup>/日)

区分	全体計画 (R7)			事業計画 (R7)		
	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
生活污水	1,766	2,343	3,531	1,508 (1,318)	2,022 (1,767)	3,017 (2,637)
営業污水	70	94	140	61 (61)	81 (81)	121 (121)
工場排水	3,841	3,841	7,682	3,841	3,841	7,682
地下水	366	366	366	277	277	277
計	6,043	6,644	11,719	5,498	5,966	10,717

事業計画 下段( )内：水洗化を考慮した場合

流域下水道事業計画と整合

4. 流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質  
並びにその推定の根拠

#### 4. 流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠

##### (1) 一般家庭下水の予定水質、汚濁負荷量及びその推定の根拠

###### 1) 生活污水の汚濁負荷量

生活污水の汚濁負荷には、し尿由来のものと雑用水由来のものがあり、これらの1人1日汚濁負荷量としては、「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説(平成27年版 日本下水道協会)(以下、「H27流総指針」と呼ぶ。)」に記載された資料が参考となり、「五条川左岸流域下水道事業計画」では、H27流総指針に示された値を参考に、1人1日汚濁負荷量を設定している。

本計画では、「五条川左岸流域下水道全体計画」と整合を図り、表4-1に示す原単位を生活污水の1人1日汚濁負荷量として採用し、これに計画人口を乗じる事により生活污水の汚濁負荷量を算定するものとする。

生活污水の汚濁負荷量及び水質を表4-2及び表4-3に示す。

表4-1 採用した生活污水の1人1日汚濁負荷量(全体計画=事業計画)  
(単位:g/人/日)

項目	し尿	雑排水	計
BOD	18	40	58
COD	10	17	27
SS	20	25	45
T-N	9	2	11
T-P	0.9	0.4	1.3

流域下水道事業計画と整合

表4-2 生活污水の汚濁負荷量

区分	計画人口 (人)	1人1日汚濁負荷量(g/人/日)					汚濁負荷量(kg/日)					
		BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P	
全体計画	住居系	820	58	27	45	11	1.3	47	22	37	9.0	1.07
	工業系	510	58	27	45	11	1.3	30	14	23	5.6	0.66
	集落	5,090	58	27	45	11	1.3	295	137	229	56.0	6.62
	計	6,420						372	173	289	70.6	8.35
事業計画	住居系	820	58	27	45	11	1.3	47	21	36	9.0	1.07
	工業系	510	58	27	45	11	1.3	30	14	23	5.6	0.66
	集落	4,280	58	27	45	11	1.3	248	116	193	47.1	5.56
	計	5,610						325	151	252	61.7	7.29

流域下水道事業計画と整合

表4-3 生活污水の水質

区分	日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	汚濁負荷量(kg/日)					水質(mg/リットル)				
		BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P
全体計画 (H37)	1,766	372	173	289	70.6	8.35	211	98	164	40.0	4.7
事業計画 (H34)	1,318	325	151	252	61.7	7.29	247	115	191	46.8	5.5

流域下水道事業計画と整合

## 2) 営業汚水の汚濁負荷量

営業汚水の1人1日汚濁負荷量は、実測水質に基づき設定することが望ましい。しかし、実態把握が困難であるため、上位計画である「五条川左岸流域下水道全体計画」では、生活污水に係る汚濁負荷量のうち雑排水程度を営業汚水の汚濁負荷量として計上している。

本計画では、「五条川左岸流域下水道事業計画」と整合を図り、表4-4に示す原単位を営業汚水の1人1日汚濁負荷量として採用し、これに計画人口を乗じる事により営業汚水の汚濁負荷量を算定するものとする。

営業汚水の汚濁負荷量及び水質を表4-5及び表4-6に示す。

表4-4 営業汚水の1人1日汚濁負荷量（全体計画=事業計画）  
（単位：g/人/日）

項目	生活污水の 1人1日 汚濁負荷量 (雑排水分)	営業汚水の 1人1日 汚濁負荷量		
		住居系	工業系	集落
営業用水率(%)		22	15	-
BOD	40	8.8	6.0	0
COD	17	3.7	2.6	0
SS	25	5.5	3.8	0
T-N	2	0.4	0.3	0
T-P	0.4	0.09	0.06	0

流域下水道事業計画と整合

表4-5 営業汚水の汚濁負荷量

区分	計画 人口 (人)	1人1日汚濁負荷量(g/人/日)					汚濁負荷量(kg/日)					
		BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P	
全体 計画	住居系	820	8.8	3.7	5.5	0.4	0.09	7	3	5	0.3	0.07
	工業系	510	6.0	2.6	3.8	0.3	0.06	3	1	2	0.2	0.03
	集落	5,090	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.00
	計	6,420						10	4	7	0.5	0.10
事業 計画	住居系	820	8.8	3.7	5.5	0.4	0.09	7	3	5	0.3	0.07
	工業系	510	6.0	2.6	3.8	0.3	0.06	3	1	2	0.2	0.03
	集落	4,280	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.00
	計	5,610						10	4	7	0.5	0.10

流域下水道事業計画と整合

表4-6 営業汚水の水質

区分	日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	汚濁負荷量(kg/日)					水質(mg/リットル)				
		BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P
全体計画 (H37)	70	10	4	7	0.5	0.10	143	57	100	7.1	1.4
事業計画 (H34)	61	10	4	7	0.5	0.10	164	66	115	8.2	1.6

流域下水道事業計画と整合

### 3) 家庭下水（生活＋営業汚水）の汚濁負荷量

家庭下水（生活＋営業汚水）の汚濁負荷量の整理結果を表4-7に示す。

表4-7 家庭下水（生活＋営業汚水）の汚濁負荷量

区分	計画人口 (人)	1人1日汚濁負荷量(g/人/日)					汚濁負荷量(kg/日)					
		BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P	
全体計画	住居系	820	66.8	30.7	50.5	11.4	1.39	54	25	42	9.3	1.14
	工業系	510	64	29.6	48.8	11.3	1.36	33	15	25	5.8	0.69
	集落	5,090	58	27	45	11	1.3	295	137	229	56	6.62
	計	6,420						382	177	296	71.1	8.45
事業計画	住居系	820	66.8	30.7	50.5	11.4	1.39	54	24	41	9.3	1.14
	工業系	510	64	29.6	48.8	11.3	1.36	33	15	25	5.8	0.69
	集落	4,280	58	27	45	11	1.3	248	116	193	47.1	5.56
	計	5,610						335	155	259	62.2	7.39

流域下水道事業計画と整合

なお、家庭下水の水質は表4-8に示すように平均汚水量と汚濁負荷量より算定した。

表4-8 家庭下水（生活＋営業汚水）の水質

区分	日平均汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	汚濁負荷量(kg/日)					水質 (mg/リットル)				
		BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P
全体計画 (H37)	1,836	382	177	296	71.1	8.45	208	96	161	38.7	4.6
事業計画 (H34)	1,379	335	155	259	62.2	7.39	243	112	188	45.1	5.4

流域下水道事業計画と整合

## (2) 工場排水の取扱い方針及び受け入れ工場排水の予定水質及び汚濁負荷量並びにその推定の根拠

工場排水の予定水質は、「五条川左岸流域下水道事業計画」に基づき、細分類業種別水質(全国平均値,環境庁調査)を平均した中分類別業種の水質を用いるものとした。

ただし細分類別業種の水質は、下水道法及び施行令等に基づき、BOD、SSとも600mg/リットルを上限とした。

また、事業計画における工場排水水質は、「五条川左岸流域下水道事業計画」と同様、愛知県が策定した「名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画」において定められている平成27年及び平成37年の中分類別工場排水水質の内挿値を採用した。(表4-9参照)

工場排水の汚濁負荷量は、次式より算定する。

全体計画：工場排水の汚濁負荷量＝業種別工場排水量×業種別工場排水水質

事業計画：工場排水の汚濁負荷量＝計画工場排水量×工場排水平均水質

工場排水の汚濁負荷量及び水質を表4-10に示す。

表 4 - 9 工場排水水質（全体計画＝事業計画）

（単位：mg/リットル）

業 種	全体計画(R7)					事業計画(R7)				
	BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P
9 食料品製造業	600	600	599	56.1	19.0	600	600	599	56.1	19.0
10 飲料・飼料	600	600	220	26.5	3.9	600	600	220	26.5	3.9
11 繊維工業	406	600	162	30.1	4.6	406	600	162	30.1	4.6
12 衣服その他	415	415	342	44.3	7.5	415	415	342	44.3	7.5
13 木材・木製品	341	474	349	13.0	2.0	341	474	349	13.0	2.0
14 家具・装備品	144	127	457	240.0	32.0	144	127	457	240.0	32.0
15 パルプ・紙	378	532	600	79.0	2.0	378	532	600	79.0	2.0
16 印刷・同関連	179	216	134	15.0	2.0	179	216	134	15.0	2.0
17 化学工業	600	600	396	240.0	32.0	600	600	396	240.0	32.0
18 石油製品	600	536	113	20.0	5.3	600	536	113	20.0	5.3
19 プラスチック製品	493	466	282	20.8	10.7	493	466	282	20.8	10.7
20 ゴム製品	109	212	78	17.9	18.6	109	212	78	17.9	18.6
21 なめし革	600	600	600	60.0	7.0	600	600	600	60.0	7.0
22 窯業・土石	319	169	600	24.3	1.4	319	169	600	24.3	1.4
23 鉄鋼業	65	64	303	28.1	2.1	65	64	303	28.1	2.1
24 非鉄金属	53	196	86	240.0	28.6	53	196	86	240.0	28.6
25 金属製品	178	137	217	89.6	32.0	178	137	217	89.6	32.0
26 一般機械	111	240	290	32.9	10.3	111	240	290	32.9	10.3
27 電気機械	306	163	265	64.5	16.2	306	163	265	64.5	16.2
28 情報通信機械	395	152	599	43.5	6.4	395	152	599	43.5	6.4
29 電子部品	209	112	299	240.0	3.3	209	112	299	240.0	3.3
30 輸送用機械	268	233	418	38.0	32.0	268	233	418	38.0	32.0
31 精密機械	55	45	105	15.4	30.0	55	45	105	15.4	30.0
32 その他	120	35	212	28.1	3.5	120	35	212	28.1	3.5

流域下水道事業計画と整合

表 4 - 10 工場排水の汚濁負荷量及び水質

区分	日平均 汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	汚濁負荷量(kg/日)					水質(mg/リットル)				
		BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P
全体計画 (R7)	3,841	734	722	1,080	251.1	85.25	191	188	281	65.4	22.19
事業計画 (R7)	3,841	734	722	1,080	251.1	85.25	191	188	281	65.4	22.19

流域下水道事業計画と整合

総合水質を表4-11に示す。

表4-11 総合水質

区分	日平均 汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	汚濁負荷量(kg/日)					水質(mg/リットル)					
		BOD	COD	SS	T-N	T-P	BOD	COD	SS	T-N	T-P	
全 体 計 画 R7	生活	1,766	372	173	289	71	8	211	98	164	40	4.7
	営業	70	10	4	7	0.5	0.1	143	57	100	7.1	1.4
	工場	3,841	734	722	1,080	251.1	85.25	191	188	281	65.4	22.2
	地下水	366	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6,043	1,116	899	1,376	322.2	93.70	185	149	228	53.3	15.51
事 業 計 画 R7	生活	1,318	325	151	252	61.7	7.29	247	115	191	46.8	5.5
	営業	61	10	4	7	0.5	0.1	164	66	115	8.2	1.6
	工場	3,841	734	722	1,080	251.1	85.25	191	188	281	65.4	22.2
	地下水	277	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5,498	1,069	877	1,339	313.3	92.64	194	160	244	57.0	16.85

流域下水道事業計画と整合

### (3) 除害施設設置基準及びその決定の理由

除害施設の設置基準については、下水道法施行令第9条に基づき定めた。

### (4) 処理の対象外とする工場及び対象外とする理由

工場排水のうち次の事項に該当する工場は、現状において水質汚濁防止法に基づき運用が図られており、下水道整備後において下水道法第10条第1項ただし書きの規定に該当することが考えられるので計画汚水量から控除した。

- a. 有害物質を含む排水を出す工場
- b. 自家処理可能な大規模工場（排水量1000m<sup>3</sup>/日以上）

## 5. 下水の放流先の状況

## 5. 下水の放流先の状況

流域下水処理場の放流先河川である一級河川 巾下川は、農業用水源として貴重な水源となっており、将来ともこの傾向は続くものと思われる。

6. 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源

6. 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源

(1) 下水道事業に関する財政計画書

(単位：千円)

イ 経費の部										
年次	建設改良費						起債元利 償還費	維持 管理費	その他	合計
	管渠	ポンプ場	処理場	建設費 負担金	計	うち用地費				
過年度 (昭和63年度～ 令和2年度)	9,021,856 9,010,730	-	-	829,009 823,859	9,850,865 9,834,589	-	5,406,548 5,406,579	2,065,721 1,478,074	-	17,323,134 16,719,242
令和3年度	36,343 9,326	-	-	4,293 8,272	40,636 17,598	-	207,261 207,299	156,951 147,229	-	404,848 372,126
令和4年度	36,248 47,326	-	-	4,293 8,000	40,541 55,326	-	193,893 194,041	163,562 141,406	-	397,996 390,773
令和5年度	- 75,426	-	-	- 8,000	- 83,426	-	- 164,878	- 135,884	-	- 384,188
令和6年度	- 168,061	-	-	- 8,000	- 176,061	-	- 140,266	- 130,198	-	- 446,525
令和7年度	- 161,439	-	-	- 8,000	- 169,439	-	- 115,912	- 124,512	-	- 409,863
小計 (令和3年度～ 令和7年度)	72,591 461,578	-	-	8,586 856,131	81,177 501,850	-	401,154 822,396	320,513 679,229	-	802,844 2,003,475
合計	9,094,447 9,472,308	-	-	837,595 1,679,990	9,932,042 10,336,439	-	5,807,702 6,228,975	2,386,234 2,157,303	-	18,125,978 18,722,717

記載要領

1. 流域関連公共下水道は、「建設改良費」の欄に建設費負担金、「維持管理費」の欄に管理運営費負担金を含む。
2. 「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱諸費を含む。

(単位：千円)

ロ 財 源 の 部											
年 次	建 設 改 良 費						維 持 管 理 費 及 び 起 債 元 利 償 還 費				合 計
	国 費	起 債	他 会 計 繰 入 金	受 益 者 負 担 金	そ の 他	計	下 水 道 使 用 料 ※	他 会 計 繰 入 金	そ の 他	計	
過年度 (昭和63年度～ 令和2年度)	1,807,750	4,163,014	2,842,788	776,093	261,220	9,850,865	2,927,562	4,544,707	-	7,472,269	17,323,134
	1,807,750	4,158,814	2,752,302	777,544	338,179	9,834,589	2,939,583	3,945,070	-	6,884,653	16,719,242
令和3年度	-	4,100	36,431	105	-	40,636	155,977	208,235	-	364,212	404,848
	-	8,200	3,177	6,221	-	17,598	182,077	172,451	-	354,528	372,126
令和4年度	-	4,100	36,336	105	-	40,541	156,368	201,087	-	357,455	397,996
	-	44,000	796	10,530	-	55,326	182,661	152,786	-	335,447	390,773
令和5年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	69,000	11,646	2,780	-	83,426	183,652	117,110	-	300,762	384,188
令和6年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	153,000	14,841	8,220	-	176,061	184,753	85,711	-	270,464	446,525
令和7年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	149,000	12,829	7,610	-	169,439	186,057	54,367	-	240,424	409,863
小 計 (令和3年度～ 令和7年度)	-	8,200	72,767	210	-	81,177	312,345	409,322	-	721,667	802,844
	-	423,200	43,289	35,361	-	501,850	919,200	582,425	-	1,501,625	2,003,475
合 計	1,807,750	4,171,214	2,915,555	776,303	261,220	9,932,042	3,239,907	4,954,029	-	8,193,936	18,125,978
	1,807,750	4,582,014	2,795,591	812,905	338,179	10,336,439	3,858,783	4,527,495	-	8,386,278	18,722,717
下水道使用料 ※関連事項	接続率：91.5%（令和2年度末：初年度）→ 93.7%（令和7年度：最終年度）										
	講じる 対策：		未水洗化家屋への定期的な戸別訪問や啓発活動等の広報活動を行う。								
	講じる 対策：		管渠等について計画的な調査を行い、不明水対策を重要視した対策を行う。								
	その他講じる対策： 下水道使用料に関して、流域構成市町の状況を考慮しつつ、改定時期や改定単価の検討を行う。										

## 7. その他の書類

7. その他の書類

(様式1) 施設の設置に関する方針

主要な 施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準					事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考
	指標等		現在 (令和2年度末)	中期目標 (令和7年度末)	長期目標 (令和12年度末)			
汚水処理	下水道処理人口普及率		95.3% (実績)	99.7%	99.7%	未水洗化家屋への定期的な戸別訪問や啓発等の広報活動を行う。	大口左岸処理分区管渠整備事業	
耐震化	災害時における機能確保率	主要な管渠	100% (実績)	100% (実績)	100% (実績)	対策済み	-	
		下水処理場	-	-	-	-		
		ポンプ場	-	-	-	-		
浸水対策	該当なし							
耐水化	該当なし							
高度処理	該当なし							
合流式下水道の改善	該当なし							
汚泥の再生利用	該当なし							
その他	該当なし							

(様式 2) 施設の機能の維持に関する方針

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の頻度
管渠施設	概ね 10 年～40 年に一度、目視及び管口カメラにて点検を実施。ただし、腐食環境下については 5 年に一度、目視及び管口カメラにて点検を実施。 注) 点検の結果、異常の可能性のある箇所についてテレビカメラ等による調査を実施
汚水・雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	該当なし
水処理施設	該当なし
汚泥処理施設	該当なし

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	緊急度 I のものを修繕・改築対象とする。
汚水・雨水ポンプ施設 (中継ポンプ場本体)	該当なし
水処理施設	該当なし
汚泥処理施設	該当なし

iii) 改築事業の概要 (令和 3～令和 7) (5 年間)

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	延長: 概ね 1 km 程度
汚水・雨水ポンプ施設 (中継ポンプ場本体)	該当なし
水処理施設	該当なし
汚泥処理施設	該当なし

b) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ねの事業規模の試算)	試算の対象 時期	試算の前提条件
年あたり概ね 75 百万円	概ね 75 年後	目標耐用年数 (75 年) で 改築

注) 目標耐用年数 = 土木・建築の標準耐用年数 (50 年)  $\times$  1.5 = 75 年

# 下水道計画一般平面図(汚水)



扶桑町

五条川右岸処理区

大口左岸処理分区

五条川左岸処理区

江  
南  
市

大  
山  
市

小  
牧  
市

五条川

大口1号接続点  
五条川左岸流域下水道

凡 例	
	行政界
	下水道計画区域
	市街化区域
	処理区域(変更なし)
	処理区域(追加)
	処理区界
	処理区界
	主要な管渠
	流域下水道幹線
	接続点
	点検箇所

大口町公共下水道事業計画

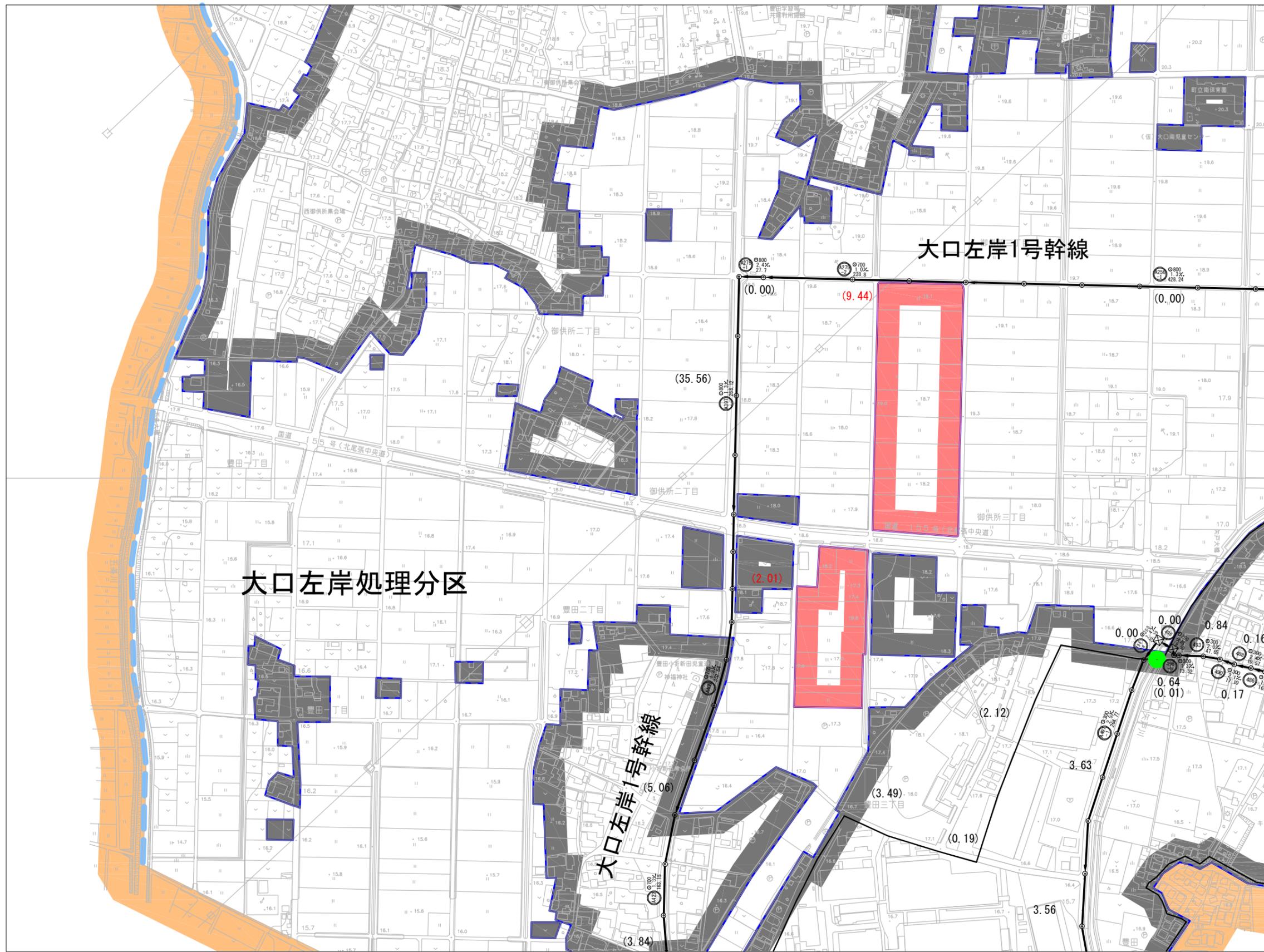
図名	下水道計画一般図(汚水)	
縮尺	1/10,000	1/1
調整年月日	令和3年6月	
大口町建設部建設課		



# 大口町都市計画図

大口町都市計画図 - 7

		1
	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	



凡 例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	処理区域 (追加)
<span style="border: 1px solid gray; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	処理区域 (変更なし)
<span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px;"></span>	主要な管渠 (変更なし)
<span style="color: green;">●</span>	点検箇所

記号	凡 例	名 称
<span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>		下水道計画区域
<span style="border: 1px solid gray; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>		処理区界
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>		処理分区界
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>		市街化区域界
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>		汚水幹線管渠
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>		区域下水道幹線
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>		管 記 号
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>		管径 (mm)
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>		埋設 (■)
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>		埋設 (□)
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>		埋設 (○)
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>		マンホール
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>		区画割線及び地積 (m)

大口町都市計画図 - 7

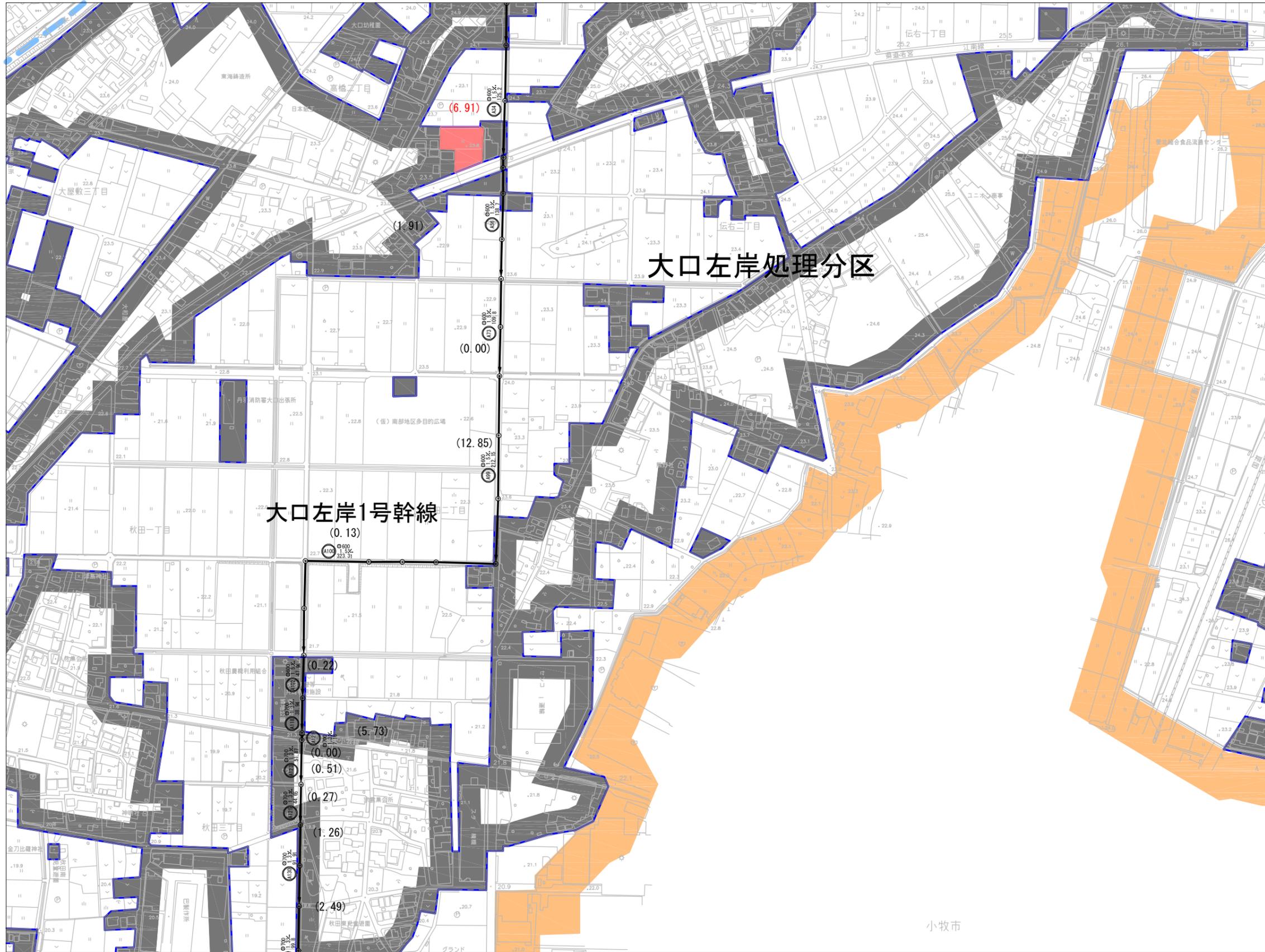


大口町公共下水道事業計画 (汚水)	
図 名	主要な管渠の平面図
縮 尺	1/2,500 1/2
調整年月	令和3年6月
大口町建設部建設課	

# 大口町都市計画図

大口町都市計画図 - 8

		1
	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	



凡 例	
<span style="background-color: #FFD700; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	処理区域 (追加)
<span style="background-color: #FFD700; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	処理区域 (変更なし)
<span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px;"></span>	主要な管渠 (変更なし)
<span style="color: red;">●</span>	点検箇所

記号	凡 例
<span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	下水道計画区域
<span style="border-bottom: 1px solid blue; display: inline-block; width: 15px;"></span>	処理区分界
<span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px;"></span>	市街化区域界
<span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px;"></span>	汚水幹線管渠
<span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px;"></span>	区域下水道幹線
<span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px;"></span>	管 記 号
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">M</span>	マンホール (寸法)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">M</span>	マンホール (寸法)
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">M</span>	マンホール
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">M</span>	区画割線及び地積 (m)

大口町都市計画図 - 8



大口町公共下水道事業計画 (汚水)	
図 名	主要な管渠の平面図
縮 尺	1/2,500 2/2
調整年月	令和3年6月
大口町建設部建設課	